

# 三楽会の由来

昭和三十六年三月に退職した県立高等学校長が、「三六会」と称する親睦団体を作り、共に余生を励まし合い、交流の場を暖めてきました。その後、年々退職する高等学校長の参加を得まして、組織も拡大しましたので、昭和四十九年度に「三楽会」と名称を変更して規約を定めました。

「三楽会」は、孟子の「尽心」の中にある「君子は三楽あり」の出典から、楠瀬洋吉先生によって命名されたものであります。

一楽とは、一家の者が無事であることです。二楽とは、天にも地にも恥じることがないことです。三楽とは、天下の英才を集めて教育することです。

## 高知県退職高等学校長会規約

### 第一章 名称 事務所

**第1条** 本会は、高知県退職高等学校長会と称し、事務所を高知市本町四丁目一番四八―二〇一号高知県政教会内に置く。

### 第二章 目的及び行事

**第2条** 本会は、通称三楽会と称し、三楽会発会の目標達成と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

**第3条** 本会は、第2条の目的を達成するため、下記の行事を行う。

- ① 会報・名簿等の発行 ② 研修会の開催 ③ その他本会の目的達成に必要な行事

### 第三章 会員

**第4条** 本会の会員は、本県の公私立退職高等学校長（旧制高等学校・盲・ろう・養護学校の校長を含む。）をもって組織する。

### 第四章 役員

**第5条** 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1 名 ② 副会長 1 名 ③ 常任幹事 若干名 ④ 監事 2 名

**第6条** 会長は、総会において会員のうちから互選する。

**第 7 条** 副会長は、総会において会員のうちから互選する。

**第 8 条** 常任幹事は、総会において選出する。

**第 9 条** 監事は、総会において選出する。

**第 10 条** 役員の任期は二年とする。但し再任を妨げない。

**第 11 条** 会長は、本会を代表し、会務を掌る。

**第 12 条** 副会長は、会長を補佐する。

**第 13 条** 常任幹事は、本会の会務を分掌する。

**第 14 条** 監事は、本会の会計を監査し、その結果を報告する。

## **第五章 会議**

**第 15 条** 本会の会議は総会と常任幹事会とし、会長が招集する。

**第 16 条** 総会は年一回とし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

① 総会は、行事報告、会計報告、行事計画、規約の変更、会員の近況報告、その他必要な事項を決定する。

② 常任幹事会は、総会の準備、行事計画案の作成、その他総会において委任された本会の業務を執行する。

## **第六章 会計**

**第 17 条** 本会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

**第 18 条** 本会の経費は、次のものをもって充てる。

① 会費 年三、〇〇〇円 ただし、八十八歳以上は免除する。

② 寄付金

③ その他の収入

## **第七章 付則**

**第 19 条** 会員の慶弔に関する規約、その他本会の運営についての細則は常任幹事会において定める。**第 20 条** 本規約は、昭和 49 年 5 月 23 日から施行する。

**第 21 条** 昭和 57 年 5 月 20 日一部改正

**第 22 条** 平成 5 年 6 月 26 日一部改正

**第 23 条** 平成 6 年 5 月 29 日一部改正

**第 24 条** 平成 10 年 6 月 6 日一部改正

**第 25 条** 平成 15 年 11 月 22 日一部改正

**第 26 条** 令和 2 年 11 月 28 日一部改正

## **慶弔規約**

1 本会の会員は、会員に慶弔事の生じた場合は、その事実を確認のうえ速やかに本会事務所に連絡するものとする。

2 本会会員の慶弔事に関する処理は、会長の指示に従い、常任幹事会において協議のうえ、打電、その他の必要な処置をとるものとする。

3 本会における慶弔基金は、会費の中より預金託積立を原則とするが、必要に応じて会員より相当額を次期総会に諮って徴収することができるものとする。

4 本会の慶弔に関する出納・管理は本会の事務担当において行い、次期総会において報告するものとする。

5 本会において取り扱う慶弔事及びその金額の基礎は、概ね次のとおりである。① 会員の慶事 ア 会員の叙位・叙勲(一〇、〇〇〇円) イ 会員の褒賞 表彰(五、〇〇〇円) ウ 会員の喜寿以上の長寿(五、〇〇〇円) ② 会員の弔事 会員の死去(一〇、〇〇〇円) ③ その他必要な場合

6 本会よりの慶弔金の贈与に対しては、金品による返礼等はしないものとする。

## **付則**

① 平成 6 年 5 月 29 日一部改正

② この規約は、会費納入者及び免除者に適用し、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。